

## ベトナム会計・税務

### 未登記事業分野に対する VAT の取り扱い

2015年8月21日、税務総局は、事業登記証明書に記載されていない未登記事業分野に対する仕入 VAT 控除について案内するオフィシャルレター第 3410/TCT-KK 号を発行した。内容は以下のとおりである。

- 企業は、事業登記証明書に記載されていない事業を行い、その後、当該未登記事業を事業登記証明書に追加した場合であっても、事業登記に関する法令規定の違反とみなされる。従って、企業は計画投資分野上の法令規定違反により処罰される。
- 企業の未登記事業が条件付事業または禁止されている事業でない場合、事業登記証明書に記載されていない当該未登記事業の仕入 VAT 控除は認められる。

### 居住者の確定についての取り扱い

2015年9月4日、税務総局は、居住者の確定について案内するオフィシャルレター第 3604/TCT-TNCN 号を発行した。内容は以下のとおりである。

- ベトナム国内に在留カードに記載された定常的な居所を有するが、実際にはベトナム滞在期間が年間 183 日未満であり、2015 年度に日本の居住者と証明できない従業員を雇用している場合、企業は従業員の給与を支払う際、ベトナム居住者として個人所得税を源泉徴収する。
- ベトナム国内に在留カードに記載された定常的な居所を有するが、実際にはベトナム滞在期間が年間 183 日未満であり、2015 年度に日本の居住者証明書がある従業員を雇用している場合、企業は従業員の給与を支払う際、非居住者として個人所得税を源泉徴収する。

### 未申告の仕入 VAT インボイスの取り扱い

2015年8月24日、税務総局は、未申告の仕入 VAT インボイスの取り扱いについてオフィシャルレター第 3434/TCT-KK 号を発行した。内容は以下のとおりである。

会社は 2014 年の未申告の仕入 VAT インボイスを発見した場合、発見した時点の申告期に申告調整（控除）することができる。ただし、税務機関・管轄機関が当該企業に対し税務調査等を行うまでに申告する必要がある。

## ベトナムその他

### 企業登記に関する 2015 年企業法を案内する政令

2015年9月14日、政府は、企業登記に関する政令第78/2015/NĐ-CP号を発行した。本政令は、企業登記及び個人経営者登記の必要書類及び手続き並びに事業登記機関及び企業登記に関する政府管理の詳細規定である。

- 企業登録証明書には事業内容が記載されない。事業内容は国の企業登録データベースにのみ掲載される。
- 支店、駐在員事務所及び事業所にはそれぞれのIDナンバーが与えられる。
- すべての企業は、社印のデザイン、内容及び数量を決めることができる。また、その企業の支店及び駐在員事務所の社印についても同様である。一つの企業において、同じデザイン及び内容の社印を複数所有することができる。
- 企業登記申請書類の処理時間が5営業日から3営業日に短縮される。

本政令は2015年11月1日から有効となる。

### 労働者の年次有給休暇日の取り扱い

2015年8月13日、労働傷病兵社会省は、労働者の年次有給休暇日の取り扱いについてオフィシャルレター第3234/LĐTBXH-LĐTL号を発行した。内容は以下のとおりである。

- 企業は有給休暇取得の年間計画を作成した場合であって（労働組合の意見を参考にして作成）、労働者に計画内容を通知後、通知した有給休暇日に労働者に対し出勤するよう求める場合、該当休暇日の賃金は通常賃金の300%以上とする。
- 労働者は、退職又は解雇、その他の理由で年次有給休暇を取得できていない、若しくは年次有給休暇が残っている場合、政令第05/2015/NĐ-CP号第26条第4項の規定により賃金を支給される。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnamまでご連絡ください。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：604, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491